

# 労働安全衛生関係の 申請・届出・報告について

労働安全衛生法等の手続きのうち、約800の届出等が電子申請できます。

以下の手続きは**電子申請が義務化**されています。

- 労働者死傷病報告（事業の附属寄宿舍内での災害報告を含む。）
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

これらの手続きの場合


控えとして受理印のイメージを付した電子公文書が発出されます。

「労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご利用ください。

裏面 

これら以外の  
手続きの場合

「e-Gov電子申請」からの電子申請、又は厚生労働省HPより帳票を入手・印刷の上、監督署の窓口へ紙で提出します。

電子申請の場合は裏面   
紙で提出する場合は裏面 

# 「労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」による報告

以下のURLもしくは二次元コードから「労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」にアクセスし、報告の電子申請をお願いします。

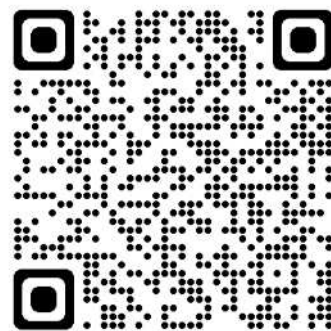
<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>



## 「e-Gov電子申請」からの電子申請

以下のURLもしくは二次元コードから「e-Gov電子申請」にアクセスし、届出等の電子申請をお願いします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp>



## 紙で提出

以下のURLや二次元コードなどから「主要様式ダウンロードコーナー（安全衛生関係主要様式）」にアクセスし、帳票を入手・印刷の上、紙での提出をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/)



安全衛生関係主要様式

検索

パソコンやプリンタが無く、印刷できない場合には、監督署の窓口で帳票をお渡しします。

労働者死傷病報告の報告事項改正等はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html)

